

令和3年度事業計画

事業期間 自 令和3年7月 1日
至 令和4年6月30日

〈基本方針〉

昨年は、大きな社会問題である所有者不明土地問題、相続登記未了問題等への対応として「土地基本法等の一部を改正する法律」及び「国土調査事業十カ年計画」が成立し、呼応するように本年4月には、言わずもがな土地家屋調査士には深く関わりを持つことになる「民法及び不動産登記法一部改正」が閣議決定された。所有者不明土地等の土地の累計面積が九州全土の総面積に匹敵すると言われてから、わずか4～5年の間に矢継ぎ早に打ち出される施策には、今更ながらに国の本気度が伺え、関連士業の中でも特に深く関わりのある土地家屋調査士、またその最も大きな組織である公嘱協会としては、正に使命感に則り、社会の要請と期待に応えていかなければならない。こうした施策を真に実効性あるものとしていくためには、我々のような専門的知見を有する資格者がしっかりと研鑽を積み、理解をして、地域社会の個別具体的事例に対応していくことが求められている。

我々土地家屋調査士の筋骨とも言うべき「土地家屋調査士法」の一部が昨年改正され、その第1条に「土地家屋調査士の使命」として「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」たる文言が加筆、改正されたことは記憶に新しいところである。これを受けて本年4月には民事二課長回答として「登記を伴わない業務」についても当該業務に該当する旨が明示された。当事者たる我々としては気を引き締めより一層業務に邁進する糧としなければならない。岐阜協会としては、本総会の議案としても上程しているように、定款第3条、第4条の改正をお諮りしたく、趣旨は上述のとおりである。要するに「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」たる土地家屋調査士が、登記の有無を問わず境界確定に携わることが社会の要請であり、我々の使命なのである。本改正の意義が正しく理解されているのは、恐らく土地家屋調査士会会員内のみであり、我々はこれを社会に強く広報していく使命も同時に付与されたと考えるべきである。本件に関しては、密接に関連する業務として官民境界確定補助業務や狭隘道路整備事業に伴う業務などがあり、これらは昨年行われた土地家屋調査士制度70周年記念シンポジウムにおける統一テーマにもなっており、岐阜協会としても重点項目として取り組む所存である。

本年2月には、従来注力してきた地図づくり事業の指針である「国土調査事業十カ年計画」の策定を受け、初めて収録方式によるシンポジウ

ムを企画・実施し、一定の評価を頂いたところである。本事業についても、防災、減災、早期復旧支援の観点から、引き続き取り組んでいくとともに、効率的な地籍整備の手法について研究を継続し提言につなげる。

令和3年5月の内閣府月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きも見られるものの、一部で弱さが増している」と報告されたように、本協会についても引き続き厳しい状況にあると推測しなければならない。しかし、本協会は「土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産に係る権利の明確化に寄与する」という重要な使命の元、県民に安全と安心を提供するという大きな役割がある。そのためには、協会社員全員が力を合わせ、この難局を乗り切らなければならない。

本協会は、昨年度の事業実績を検証し、令和3年度も公共嘱託業務の適正かつ迅速な処理に向け、組織体制を一層確実なものとするこことで、公益法人としてのガバナンスの確立と内部統制の整備を図り、また法令遵守そして個人情報保護に努めるなど、更に透明性の高い運営を心がけ、官公署の協働者としての信頼を益々得て『選択される公嘱協会』としてのポジションを確固たるものとするべく、以下の事業を推進する。

今年度の公益目的事業「不動産に係る権利の明確化推進事業」の概要は次のとおりである。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）
2. 地図整備の促進等に係る受託業務（関連事業）
3. 防災及び災害時支援事業（自主事業）
4. 土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業）

総務部

1. 組織関係

(1) 諸規則等の整備

- ・見直しが必要な規則を検討し改善する。

(2) 効率的な事務運営の推進

- ・事務管理システムの積極的な活用、利便性の向上

(3) 会議及び研修会等の効率的な開催と円滑な運営

- ・ウェブ会議開催の促進

ウェブ会議開催に伴う経費削減、担当役員の負担軽減をめざし

推進していく。

- (4) 公益法人としての透明性を確保するための情報公開
 - ・ 法人法、認定法に基づく迅速な情報公開
- (5) 公益法人としてのガバナンスの強化及び危機管理への対応
 - ・ 役員研修会の実施
 - ・ ホームページの随時更新と改変
 - ・ 公嘱ニュースの発行
 - ・ 災害等危機管理への対応
- (6) 調査士会館移転に伴う対応
 - ・ 新調査士会館の建設計画に参画
 - ・ 現調査士会館取壊し時の仮事務所への移転計画

2. 事業関係

- (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家として不動産登記制度、調査士制度の啓発と公嘱制度の広報
 - ・ インターネット等を利用した啓発及び広報
 - ・ ホームページでの協会活動の広報
 - ・ 名刺のリニューアル、社員名簿の発行等、対外広報の検討及び実施

財 務 部

1. 公益法人として社会から信頼される会計情報の提供
 - ・ 公益法人会計基準及び関連法令に則した適正な会計処理

企 画 部

1. 防災及び災害時支援事業の推進
 - (1) 地図情報を活用した危機管理推進
 - ・ 官公署との情報共有の検討
 - (2) 災害時応援協力に関する体制強化
 - ・ 官公署及び他協会との災害時応援協力に関する協定への対応
 - ・ 防災訓練への参加
 - ・ 認定登記基準点整備事業への対応

2. 筆界を明らかにする業務の専門家として土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業推進
 - (1) 研修会等の企画と開催
 - ・シンポジウムの企画
 - ・官公署、他協会等からの講師派遣依頼への対応
 - (2) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談の開催
3. 社員教育の推進
 - ・社員研修会の企画、開催
 - ・情報収集のための外部研修会への社員派遣

業 務 部

業務部（推進）

1. 公共嘱託登記に係る受託事業の推進
 - (1) 土地の筆界を明らかにする業務の専門家による登記測量（全部受託業務）の啓発
 - ・未登記処理業務の啓発
 - (2) 契約及び積算事務に関する体制の強化
 - ・単価契約エクセルをソフト化するための計画を構築
2. 地図整備の促進等に係る受託事業の推進
 - (1) 地図作成業務の啓発と対応
 - ・登記所備付地図作成作業
 - ・調査士型の地籍調査事業
 - ・国土調査法第19条第5項指定制度の活用
 - (2) 官民境界確認補助業務の啓発と対応
 - ・法定外公共物の表題登記による境界管理の研究
 - (3) 認定登記基準点整備事業の啓発と対応
 - ・（予定地）岐阜市大学西二丁目地内

業務部（管理）

1. 嘱託登記受託処理体制の強化と啓発活動
 - (1) 官公署との協議
 - ・嘱託業務運用基準の確認

(2) 品質管理の徹底

- ・業務処理の工程管理と検査の徹底
- ・統一した成果品の徹底
- ・個人情報保護の徹底

(3) 業務処理に関する研究と対応

- ・協会保有機器及びシステムの運用と管理

(4) オンライン申請の促進

2. 公益目的事業推進会議の企画と開催

- ・2回開催（1回は各地区開催）
- ・各地区開催会議で「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」であることを官公署にアピールする。